

平成22年（2010年）紀北町第4回臨時会会議録

第 1 号

平成22年11月29日（月曜日）

招集年月日 平成22年11月29日（月）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成22年11月29日（月）

応招議員

|     |       |     |      |
|-----|-------|-----|------|
| 1 番 | 東 篤布  | 2 番 | 中村健之 |
| 3 番 | 近澤チヅル | 4 番 | 家崎仁行 |
| 5 番 | 川端龍雄  | 6 番 | 北村博司 |
| 7 番 | 玉津 充  | 9 番 | 平野倅規 |
| 10番 | 岩見雅夫  | 12番 | 平野隆久 |
| 13番 | 島本昌幸  | 14番 | 中本 衛 |
| 15番 | 中津畑正量 | 16番 | 東 澄代 |
| 17番 | 松永征也  | 19番 | 奥村武生 |
| 20番 | 東 清剛  | 21番 | 谷 節夫 |
| 22番 | 世古勝彦  |     |      |

不応招議員

18番 垣内唯好

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

|           |      |           |      |
|-----------|------|-----------|------|
| 町 長       | 尾上壽一 | 副 町 長     | 山岡哲也 |
| 会 計 管 理 者 | 長野季樹 | 総務課長補佐    | 工門利弘 |
| 財 政 課 長   | 堀 秀俊 | 危機管理課長    | 五味 啓 |
| 企 画 課 長   | 川合誠一 | 税 務 課 長   | 家崎英寿 |
| 住 民 課 長   | 平谷卓也 | 福祉保健課長    | 谷 吉希 |
| 環境管理課長    | 倉崎全生 | 産業振興課長    | 中村高則 |
| 建 設 課 長   | 山本善久 | 水 道 課 長   | 奥川 英 |
| 紀伊長島総合支所長 | 橋本樹徳 | 教 育 委 員 長 | 大和秀昭 |
| 教 育 長     | 安部正美 | 学校教育課長    | 世古雅則 |
| 生涯学習課長    | 村島成幸 |           |      |
| 総務課職員係長   | 疇地啓太 |           |      |

職務の為出席者

|         |      |     |      |
|---------|------|-----|------|
| 事 務 局 長 | 中野直文 | 書 記 | 脇 俊明 |
| 書 記     | 上野隆志 |     |      |

議事日程（第1号）

- |    |        |                                     |
|----|--------|-------------------------------------|
| 第1 |        | 会議録署名議員の指名                          |
| 第2 |        | 会期の決定                               |
| 第3 |        | 諸般の報告                               |
| 第4 | 議案第59号 | 紀北町長及び副町長の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例   |
| 第5 | 議案第60号 | 紀北町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第6 | 議案第61号 | 紀北町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例       |
| 第7 | 議案第62号 | 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例   |
| 第8 | 議案第63号 | 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例          |

会議録署名議員

17番 松永征也

19番 奥村武生

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

---

**北村博司議長**

皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は19名であり、定足数に達しております。  
18番 垣内唯好君から所用のため欠席との連絡を受けておりますので、ご報告申し上げます。  
ただいまから平成22年第4回紀北町議会臨時会を開会いたします。  
議事日程につきましては、お手元に配付したとおりであります。  
それでは、議事日程を朗読いたさせます。

中野議会事務局長。

**中野直文議会事務局長**

平成22年第4回紀北町議会臨時会議事日程（第1号）

平成22年11月29日月曜日 9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案第59号 紀北町長及び副町長の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する  
条例
- 第5 議案第60号 紀北町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正す  
る条例
- 第6 議案第61号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 第7 議案第62号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条  
例
- 第8 議案第63号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

以上であります。

**北村博司議長**

これより、本日の会議を開きます。

---

**日程第1**

**北村博司議長**

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員に

17番 松永征也君

19番 奥村武生君

のご両名を指名いたします。

---

## 日程第2

### 北村博司議長

次に、日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

### 北村博司議長

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日とすることに決定いたします。

---

## 日程第3

### 北村博司議長

次に、日程第3 諸般の報告を行います。

去る11月26日に議会運営委員会が開催され、本臨時会にかかる運営等について協議が行われました。その確認事項等についてご報告申し上げます。

まず、付議事件であります。本臨時会の招集にあたって付議された事件は5件であります。なお、人事院勧告に伴う職員等の給与並びに期末勤勉手当の支給率の改正の4件につきましては、基準日が12月1日ということから、初議会で上程する考えであるということ为先の臨時会で報告させていただきましたが、三重県の指導によりますと、基準日の12月1日ということは、午前零時から適用されるということであることから、基準日前の11月30日までに議会の議決を得る必要が生じたものであり、急きよ、臨時会の開催となったものであります。

次に、地方自治法第235条第1項の規定による例月出納検査につきまして、平成22年度普通会計の9月分と平成22年度水道事業会計の9月分につきまして、同条第3項の規定により監査委員から報告をいただいております。報告書は議員図書室に保管してございますので、ご覧いただき

たいと思います。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件説明のため、あらかじめ出席を求めましたところ、尾上町長はじめ大和教育委員長、その他関係課長等の出席がありましたので、ご報告を申し上げます。なお、中場総務課長が欠席のため、工門総務課長補佐が代わって出席いたしております。

次に、政務調査費の件であります。議員の任期満了に伴い、今年度交付いたしております政務調査費につきましては、11月30日までとなります。あらためて通知はさせていただきますが、交付対象者におきましては、期日までに報告書を提出していただくようお願い申し上げます。

次に、地方議会議員年金制度についてであります。民主党が設置したところの地方議員年金プロジェクトチームにおいて取りまとめた政府に対する提言案を議案とともに配付させていただきましたが、内容につきましては、市並びに町村議会議員共済会の積立金が平成23年度に枯渇、都道府県議会議員共済会の積立金が平成33年度に枯渇する見込みであります。今以上の掛金の引き上げ、給付の引き下げ、地方公共団体の公費負担引き上げ等につきましては、関係者及び国民の理解を得ることは困難であること、またそれらの措置を行ったとしても、現時点で地方議会議員年金制度の将来にわたる維持は困難であるとの意見に集約され、制度を廃止すべきとの結論に至ったものであります。なお、廃止に際しましては、6項目について措置を講ずることとし、11月中に党内手続きを経て、総務省に対して提言を行うということであります。全国町村議会議長会の考えは、あくまでも給付水準を5%カット、掛金の引き上げ、合併による激変緩和負担金も含め公費負担率を最大57.6%まで引き上げたうえで制度を維持するという方針に変わりはありませんが、今後の動向など情報の収集に努め、随時、報告してまいりたいと思っております。

以上で、諸般の報告を終わります。

#### 北村博司議長

それでは、議案の審議に入ります。

お諮りします。

各議案の審議にあたりましては、会期を1日として決定したことにより、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略し、本会議において審議することといたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

## 北村博司議長

異議なしと認めます。

したがって、各議案の審議にあたっては、委員会への付託を省略し、本会議で審議することに決定いたします。

---

### 日程第4～日程第8

## 北村博司議長

お諮りします。

日程第4 議案第59号から日程第8 議案第63号までの5件につきましては、提案者から提案理由並びに内容説明を求めるため、一括して説明を求めることにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

## 北村博司議長

異議なしと認めます。

したがって、議案5件につきましては、一括して提案理由並びに内容説明を求めることに決定いたします。

それでは、最初に提案者から一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

## 尾上壽一町長

皆さんおはようございます。本日は平成22年第4回議会臨時会の開催要請をさせていただきましたところ、多数のご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

それでは、早速ですが、本議会臨時会に上程いたしました議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第59号 紀北町長及び副町長の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

議案第60号 紀北町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

議案第61号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

議案第62号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

の4議案であります。国におきましては、8月10日に一般職の国家公務員の給与改定について人事院勧告され、11月1日の閣議におきまして人事院勧告どおりに改定することが決定し、同日付で総務省から、地方公共団体においても、国における取り扱いを基本とするよう通知された

ところであります。

これを受け本町といたしましても、議案第59号では、町長及び副町長の期末手当、議案第60号では、教育委員会教育長の期末手当及び勤勉手当を0.2ヵ月分引き下げるとともに、議案第61号及び62号により、一般職員及び現業職員につきましても同様の引き下げや給与改定等を行うにあたり、それぞれの条例の一部を改正する必要性が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第63号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例  
であります。新たに父子家庭にも児童扶養手当が支給されることを盛り込んだ児童手当法の一部改正に伴いまして、本条例の一部を改正する必要性が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

以上、5件の議案につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当に説明をいたさしますので、何とぞ慎重審議のうえ、ご可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

#### 北村博司議長

続いて、各議案の内容説明を求めます。

まず、議案第59号から議案第62号までの4件についての内容説明を求めます。

工門総務課長補佐。

#### 工門利弘総務課長補佐

それでは、よろしくお願い申し上げます。まず、議案の1ページをお願いいたします。議案第59号についてご説明申し上げます。

議案第59号 紀北町長及び副町長の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

紀北町長及び副町長の給料及び旅費等に関する条例（平成17年紀北町条例第39号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成22年11月29日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由でございますが、人事院勧告に伴い、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律については勧告どおり改定を行うことが閣議決定され、総務省から各地方公共団体に対し、地方公務員の給与についても適切な処置を講ずることと通知されたことを受け、現在の社会経済情勢等を鑑み、町長及び副町長の期末手当の支給率を職員と同様に引き下げるにあたり、本



条例の一部を改正する必要が生じたためでございます。

2ページをお願いいたします。このページは改正文であります。主な改正内容につきましては、3ページの新旧対照表でご説明いたします。右が旧条例、左が新条例であります。

まず、第1条関係につきましては、第3条の町長及び副町長の期末手当の割合を12月分について、100分の220を100分の200とするものであり、交付の日の属する翌月の初日から施行するものであります。

次に、第2条関係につきましては、第3条で町長及び副町長の期末手当の割合を6月について100分の195を100分の190に、12月分について100分の200を100分の205にするものであり、平成23年4月1日から施行するものであります。このことから、町長及び副町長の期末手当の割合は平成22年度及び平成23年度以降ともに100分の395となりますが、平成22年度分については、6月分がすでに支払われていることから、12月分で6月分と合わせて調整し、年間で100分の395とし、平成23年度からは年間の割合は100分の395と同じであります。6月、12月ごとの支払割合が今年度と異なることとなります。

#### 工門利弘総務課長補佐

次に、4ページをご覧ください。

議案第60号 紀北町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

紀北町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例（平成17年紀北町条例第41号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成22年11月29日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由でございますが、人事院勧告に伴い、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律については勧告通り改定を行うことが閣議決定され、総務省から各地方公共団体に対し、地方公務員の給与についても適切な処置を講ずることと通知されたことを受け、現在の社会経済情勢等を鑑み、教育長の期末手当等の支給率を職員と同様に引き下げるにあたり、本条例の一部を改正する必要が生じたためでございます。

5ページをお願いいたします。このページは改正文であります。主な改正内容につきましては、6ページ及び7ページの新旧対照表でご説明いたします。

まず、6ページの第1条関係につきましては、第3条で教育長の期末手当の割合を12月分につ

いて、100分の150を100分の135とし、第4条で勤勉手当の割合を12月分について100分の70を100分の65にするものであり、公布の日の属する月の翌月の初日から施行するものであります。

次に7ページの第2条関係につきましては、第3条で教育長の期末手当の割合を6月については100分の125を100分の122.5に、12月分については100分の135を100分の137.5とし、第4条で、勤勉手当の割合を6月については100分の70を100分の67.5に、12月分については100分の65を100分の67.5とするものであり、平成23年4月1日から施行するものであります。このことから、紀北町の期末勤勉手当の割合は町長、副町長の期末手当と同様に、平成22年度及び平成23年度以降ともに100分の395となりますが、平成22年度分については、6月分がすでに支払われていることから、12月分で6月分と合わせて調整し、年間で100分の395、平成23年度からは年間の割合は100分の395と同じであります。6月、12月ごとの支払い割合が本年度と異なることとなります。

#### 工門利弘総務課長補佐

次に、8ページをご覧ください。

議案第61号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

紀北町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を別紙のとおり改正する。

平成22年11月29日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由でございますが、人事院勧告に伴い、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律については勧告通り改定を行うことが閣議決定され、総務省から各地方公共団体に対し、地方公務員の給与についても適切な処置を講ずることと通知されたことを受け、本庁の一般職の職員においても、期末・勤勉手当、及び月例給等を引き下げるにあたり、本条例の一部を改正する必要が生じたためでございます。

9ページから19ページまでは改正文であります。まず、第1条関係につきまして、主な改正内容を20ページの新旧対照表によりご説明いたします。

20ページをお願いいたします。第25条第2項では、一般職員の12月に支給する期末手当の基礎額に乗じる割合について、100分の150を100分の135とし、第3項では、再任用職員の規定の適用について、第2項の改正に合わせ字句を改正することと、期末手当の額について、100分の85を100分の80とするものであります。21ページ中段でございますが、第28条第2項では、勤勉手当につきましても一般職員は100分の70を100分の65に、再任用職員は100分の35を100分の30

にするものであります。さらには、21ページから24ページまでは附則第9項の改正及び第10項、第11項及び第12項を加えるものであり、第9項では、これまで平成21年6月に支給する期末勤勉手当に関する特例措置について謳われていた部分を改正するものであり、第9項では新たに当分の間、55歳に達した職員に対して、給料月額、地域手当の月額、期末勤勉手当については、100分の1.5をそれぞれ減額することと定めております。

また、23ページの第5号では、条例第31条第1項から第4項に規定の休職者のうち55歳に達した職員の給与について、それぞれ減額率を定めております。附則第10項から附則第11項につきましては、附則第9条を改正したことにより、規定の改正が必要な条例第17条、給与の減額から第20条、夜間勤務手当について規定するものであります。また、第12項については、附則第9項で、給与が減ぜられる職員で勤勉手当の支給について、その基礎額となる給料月額が最低号級を下回る職員について、その額を決定する規定であります。

24ページの中ほどですが、附則の第1条として、施行期日は公布の日の属する月の翌月の初日から施行することとしており、ただし書きにより、附則第4条の規定につきましては、平成23年4月1日から施行することとしております。附則の第2条では、平成22年12月に支給する期末手当の額は、平成22年4月1日において減額改定対象職員が受けるべき給与、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当及び管理職手当の月額の合計額に100分の0.28を乗じて得た額に同月から11月までの月数を乗じて得た額と。平成22年6月1日において、減額対象職員であった者の期末勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額を12月の期末手当の額から減じることとしております。附則の第3条では、平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する給与条例附則第9項の読替え規定を、附則第4条では、平成23年4月1日における43歳未満の号級の調整及び関連する紀北町職員の育児休業等に関する条例及び紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等について、読替え規定及び字句等の調整を行うものであります。

次に、28ページの第2条関係の改正であります。第25条第2項では、期末手当の基礎額に乗じる割合について、6月に支給分は100分の125を100分の122.5に、12月支給分は100分の135を100分の137.5とし、同条第3項において、再任用職員について、第2項の改正にあわせ同様に字句の改正を行っております。第28条第2項では、勤勉手当の基礎額に乗じる割合について、第1号で100分の65を100分の67.5に、第2号で再任用職員について、100分の30を100分の32.5にするものであります。また、附則第12号の改正は附則第9項で、給与が減ぜられる職員で、勤勉手当の支給について、その基礎額となる給料月額が最低号級を下回る職員について、その額を

決定する規定であります。施行期日は、平成23年4月1日であります。

次に、30ページの第3条関係の改正であります。この改正は附則第7項の号級の切替えに伴う経過措置の改正であり、平成18年4月1日の給料表の切替え日の前日から引き続き同一の給料表を受ける職員について、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる者について、給料月額のほか、その差額に相当する額に100分の98.5を乗じた額を給料として支給することとし、改正の第1号で昨年において100分の99.76の給料の減額を受けた職員については、100分の99.59とし、それ以外の職員は100分の99.83とする改正であります。なお、施行期日は公布の日の属する月の翌月の初日から施行することとしております。

次に31ページの附則第6条関係の改正であります。この改正は、紀北町職員の育児休業等に関する条例の一部改正を附則にて改正するものであり、第3項及び第4項を追加することにより、今回の紀北町一般職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、紀北町職員の育児休業等に関する条例の改正が必要となったことによる改正で、読替え規定及び字句等の調整が主なものであります。なお、施行期日は、公布の日の属する月の翌月の初日から施行することとしております。

次に、32ページの附則第7条関係の改正であります。この改正は紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正を附則にて改正するものであり、第4項を追加することにより、今回の紀北町一般職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正が必要となったことによる改正で、条例中の読替え規定及び字句等の調整が主なものであります。なお、施行期日は、公布の日の属する月の翌月の初日から施行することとしております。

33ページから38ページは、今回の条例改正による行政職給料表の改正表で、奇数ページが旧の給料表、偶数ページが新の給料表で下線部分は改正のあった部分となっております。

#### **工門利弘総務課長補佐**

次に39ページをご覧ください。

議案第62号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成17年紀北町条例第43号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成22年11月29日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由でございますが、人事院勧告に伴い、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律については勧告通り改定を行うことが閣議決定され、総務省から各地方公共団体に対し、地方公務員の給与についても適切な処置を講ずることと通知されたことを受け、本町現業職員においても、期末・勤勉手当、及び月例給等を引き下げるにあたり、本条例の一部を改正する必要が生じたためでございます。

40ページから45ページは改正文であります。

46ページからの新旧対照表により主な改正内容につきまして、ご説明いたします。先ほどと同様、見開きで右のページが旧条例で左のページが新条例となっております。まず、附則につきましては、施行期日を公布の日の属する月の翌月の初日から施行することとしております。また、平成22年12月に支給する期末手当の額は、平成22年4月1日において、減額改定対象職員が受けるべき給与、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に同月から11月までの月数を乗じて得た額と、平成22年6月1日において減額対象職員であった者の期末勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額を12月の期末手当の額から減じることとしております。

48ページから53ページまでの別表につきましては、現業職給料表であり、下線部分が改正された部分であります。

本臨時会に上程いたしました議案で総務課が所管する部分につきましては、以上でございます。どうかご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

#### 北村博司議長

次に議案第63号の内容説明を求めます。

五味危機管理課長。

#### 五味 啓危機管理課長

それでは、議案第63号の内容についてご説明を申し上げます。議案書の54ページをご覧ください。

議案第63号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

紀北町消防団員等公務災害補償条例（平成17年紀北町条例第149号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成22年11月29日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由、新たに父子家庭にも児童扶養手当が支給されることを盛り込んだ児童扶養手当法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

今回の条例改正は、児童扶養手当法施行令及び非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が平成22年8月1日から施行されたことにより、国からの通知例にしたがいまして、関連します紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものであります。この紀北町消防団員等公務災害補償条例は、非常勤消防団員等が死亡したり、障害の状態になった場合に支給される損害補償について定めたものであります。改正の内容は、新たに父子家庭にも児童扶養手当が支給されたこととなったことから、児童扶養手当と非常勤消防団員に係る損害補償との調整を定めた紀北町消防団員等公務災害補償条例附則第5条第7項第1号及び第2号の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

それでは、新旧対照表の56ページをご覧ください。右側が旧条例、左側が新条例でございます。第1号中の児童扶養手当法第4条第2項関係ですが、第1号中のもしくは第4号を、第5号もしくは第10号に改め、同項第2号中児童扶養手当法第4条第2項第3号の次に、第8号、第9号または第13号を加えるものであります。この条例は交付の日から施行し、平成22年8月1日から適用するものでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

#### 北村博司議長

以上で、議案に対する提案理由並びに内容説明を終わります。

これより、各議案に対する審議を行います。

---

### 日程第4

#### 北村博司議長

日程第4号 議案第59号 紀北町長及び副町長の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。質疑を行います。質疑される方はございますか。

近澤君。

#### 3番 近澤チヅル議員

53号の質疑をします。提案理由につきましてですね、人事院勧告によるものなんですけれども、22年度も395、23年度も395となるという説明でしたけれども、人事院勧告はそもそも本年度の給与に関する勧告だと思いますが、今回は来年度の23年度の4月1日から施行されるって、これはルール違反ではないかなと思うんですけど、その点についてのお考えをお伺いします。

そして、例えこうなったとして、来年度8月に人事院勧告が出たら、またこれを改めるという事に当然なるのだと思うんですが、その点についてもお伺いします。

そして、今回の人事院勧告はですね、地方公務員の給与についての適切な処置を講ずることということで、特に今回、あとからの議案でも出てきますけど、職員の月例給についても言っておりますし、55歳以上の方の特に狙い撃ちみたいなのところがありますのが特徴ですけども、今回、町長、副町長の手当は、期末手当の支給率だけなんですけど、給与についても職員は下がりますが、その考慮された結果、期末手当だけにされたのか、そこらへんの細かい説明をお願いいたします。

#### 北村博司議長

工門総務課長補佐。

#### 工門利弘総務課長補佐

失礼します。本年度に関する改定でございますが、今回の月例給の改訂の実施時期につきましては、給与水準の確かに引き下げでございますので、遡及することなく、勧告通り実施したいというふうに思っております。そして、国とか県とかと同様に条例公布日の属する翌月から実施するものでございます。ですので、12月の例えば期末手当をですね、6月分も含めて12月で引くような形になっておりますが、実際には、6月の期末手当はそのまま、今年度についてはですね。今年度の6月の率はそのまま、12月の率を今年、12月だけで調整するというものでございます。そして、23年度以降につきましては、その分を6月と12月に振り分けまして、それ以降は対応していくと。年間の率については3.95と、同じという形で人勧が出ておりますので、当町におきましてもそのようにしたいということで、上程させていただいたものでございます。

そして、来年の人勧についてはということなんですけども、毎年、人勧は8月頃に出されるわけなんですけど、人勧どおりということ町としてですね、決定しておるわけではございません。人勧が出ましたらですね、それを基本にしてですね、町として理事者協議をいたします。そして、今年については人勧のとおり改定するということに決定したと。そして、町長、副町長の部分についてもですね、期末手当の部分は職員の期末手当と率を合わせておりますので、その部分について、率の減ということにさせていただきました。

そして、職員を狙い撃ちではないかというご質疑をいただきましたけれども、人事院勧告がですね、企業規模50人以上のですね、企業を全国でですね、民間企業を約5万1,000のうちから

1万1,100の事業所を抽出してですね、そして、民間の賃金と公務員賃金を比較して、その差を求めてきております。ですので、それに準じるということは、これまでも旧両町時代からですね、人勸を基本として改定されてきたところでありますので、職員を狙い撃ちと申されましたけれども、職員についてもですね、その点は理解をいただいておりますと私は感じております。

それから、町長、副町長の給料をなぜ減額しないのかというご質問だったと思いますが、職員の給与はですね、先ほど申し上げたように民間企業と比較してですね、そして、国家公務員と民間企業の職員と比較していくら差があるかと、そういったことで人事院勧告をされます。しかし、町長とか副町長、特別職につきましては、人勸ではなしにですね、他市町村とのバランスとかですね、それから社会情勢等を勘案してですね、然るべき時に、特別職報酬等審議会に諮りまして、減額なり、増額をするのが通例だと私は思っております。ですので、期末手当の率につきましては、職員と同じように率を下げましたが、町長、副町長の給与の額というのはですね、先ほど申し上げましたような理由でございますので、今回は特別職報酬等審議会にもかけておりませんし、下げてもおりません。よろしくご理解をお願いいたします。

#### 北村博司議長

答弁漏れがあります。22年度、23年度と2年に渡るのは、法令違反ではないかという指摘がありましたけれども。

#### 工門利弘総務課長補佐

すみません。人勸は22年度、確かに22年度だけのものだというので、さっきご質問いただいて、23年度まで波及しているのは変ではないかということでご質問を受けました。そして、確かに通常はですね、その年のものをですね、給料を通常、人事院勧告で勧告されるわけなんですけれども、今回につきましては、別に23年度の率を変えたわけではなしにですね、今年1年間の3.95というのは変わらず支給するわけなんです。今年については、その率を下げるわけですから、不利益な部分については遡及できないということになっておりますので、今年12月の率を下げますよと。来年については、6月と12月で下げますが、年間の率は一緒ですということですので、特に来年の率を下げたわけではございませんので、その点は問題ないんじゃないかというふうに考えております。以上です。

#### 北村博司議長

近澤君。

#### 3番 近澤チヅル議員



来年度の率は変わらないから問題はないんじゃないかな、というお答えだったんですけど、本来、人事院勧告はですね、その年度の給与の改定に関するものですから、率が変わらないからといって、やっぱり23年度に及んだのは、国会の決めたことですから、私、これはおかしいと思うのですが、そのことについて何も感じられなかったのは本当に残念なことだと思います。公務員の給与を守ることはやっぱり住民の利益を守ることに通じると思いますので、これからも即出たからそのまま。協議したのかどうか、そこらへんのことについても、もう一度お答えいただきたいと思いますし、町長の給与、職員はまたあとから言いますが、月例給が減るんですけども、審議会にかけなくてはいけなかったの、審議会へも町長、副町長の給与に関してはかけなかったということでした。本当に長というものを考えた場合、やはり、このことについても慎重に審議された結果だったら納得はできるんですけども、そのことについて、時間がなかったのか、審議会を開かなかった理由をお聞かせください。

**北村博司議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

来年の話なんですけど、これは今回いただいた人事院勧告に従うということで、十分協議したうえで決定をさせていただきました。それとですね、私どもの特別職の給料に関しましては、今回は、先ほど課長補佐から申しあげましたように、協議の結果下げないということで、期末手当ですね、そちらのほうだけ職員と合わさせていただきました。そして、先ほど、課長補佐が言いましたように、然るべき時にですね、そういう時期がくれば私どもの報酬につきましては、審議会を開催してあげていきたいと、そのように思っております。

**北村博司議長**

他に質疑はございますか。

( 発言する者なし )

**北村博司議長**

ないようですので、これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

( 発言する者なし )

**北村博司議長**

次に、原案に賛成者の発言を許します。

( 発 言 す る 者 な し )

**北村博司議長**

以上で討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第4 議案第59号につきましては、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**北村博司議長**

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

#### 日程第5

**北村博司議長**

次に日程第5 議案第60号 紀北町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を行います。

( 発 言 す る 者 な し )

**北村博司議長**

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

( 発 言 す る 者 な し )

**北村博司議長**

次に、原案に賛成者の発言を許します。

( 発 言 す る 者 な し )

**北村博司議長**

以上で討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第5 議案第60号につきましては、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願いま

す。

( 全 員 挙 手 )

**北村博司議長**

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決とすることに決定いたしました。

---

## 日程第6

**北村博司議長**

次に、日程第6 議案第61号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を行います。

松永君。

**17番 松永征也議員**

職員が56歳になる年度からですね、給与の抑制措置が導入されたということなんですけども、この対象となる職員の数ですね。現時点では何名なのか。

それとですね、この人事院勧告が実施された場合に、年間ですね、給与が総額でどの程度削減されるということになるのかどうか。

それからもう1点ですね、人事院勧告を見ますとね、非常勤職員の処遇改善として日々雇用を廃止して、新たに任用制度を創設し、3年の上限制限を設けないとあるわけなんですけども、これは紀北町にもですね、大勢の臨時職員の方がみえるわけなんですけども、関係しないのかどうか、その点についてお聞きをいたします。

**北村博司議長**

工門総務課長補佐。

**工門利弘総務課長補佐**

失礼いたします。まず1つ目のですね、職員55歳以上の抑制ということですが、これに該当する職員は16名ございます。

それから、年間の給与の支給がどんだけ減るのかどうかということですが、私ども、この改正に基づいてですね、試算してみたところですね、1,994万円の減となるというふうに見込んでおります。

それから、臨時職員のことについてでございますが、臨時職員につきましては、22年の4月からですね、嘱託制にしたり改定を行ったところでして、それに基づいて、まだ今のところですね、そのままかせていただきたいなというふうに現在のところ考えております。その点については、今後も随時ですね、予算編成に向けて理事者協議は続けていくつもりでございます。以上でございます。

**北村博司議長**

松永君。

**17番 松永征也議員**

臨時職員の取り扱いなんですけども、この根拠をですね、どのような根拠で行われておるのかどうか。規定か何か作られておるのかどうか。そのへんをお聞きします。

**北村博司議長**

工門総務課長補佐。

**工門利弘総務課長補佐**

失礼します。実は、先ほども申し上げましたが、22年4月からですね、規定を改正して、今適用しておるわけなんですけど、その規定を改正するにあたってですね、民間でのですね、賃金とか、勤務時間とか、そういうのを考慮しながらですね、この紀北町の現在の賃金は適正なのかどうか、それらを全部含めまして検討した結果、この22年4月から嘱託制にして、そして、賃金の額も、年間収入についても少し改善したというふうなところでして、やはり、ここにおいてもですね、人勸には民間と比較するようなところはないんですが、私どもとしてですね、地元の民間の事業所と、そして紀北町の職種に応じた賃金について比較して規定を定めて、今適用しているところでございます。

**北村博司議長**

松永君。

**17番 松永征也議員**

規定を定めて取り扱っているということなんですけど、その規定なんですけどもね、町の例規集には入っておりませんね。なぜなのか。中身が我々にはわからないわけですか。なんでこの例規集の中へ入れてないのかどうかね。故意ではないとは思いますがね、開示すべきです。今後の取り扱いについて町長にお聞きしたいと思っております。

**北村博司議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

内容はですね、別に春から改善しましたので、そこらへんの民間の職種等も、皆決めまして、そのへんで決定しておりますので、載せてはおりませんが、いつでも開示できるような状況になっております。今後ですね、検討して載せられるのであれば載せていきたいと思っております。

**北村博司議長**

他に質疑ございますか。

岩見議員。

**10番 岩見雅夫議員**

今回の改正なんですけれども、改めてですね、聞きたいわけですが、この国家公務員法は昭和22年という随分古い時期に制定されました。人事院の項目はですね、第3条にありまして、この中で特に強調したいんですけれども、人事院はですね、法律の定めるところにしたがって、勤務条件の改善を図る、こういう任務が定められていると思います。それにもかかわらずですね、昨年11月にも同じような提案がされたわけで、実施されたんですけれども、給与の引き下げということが行われております。この人事院勧告に対してですね、やはり、一律にですね、この勧告が出たから、あるいは総務省の指導があったからということで、したがうのではなくてですね、町としてどういうふうに対処するのが適切であるかということをも十分討議をしてですね、検討してもらいたいと思っておりますが、その点について、紀北町としてですね、どのように検討を行ったのか、この点をお願いしたいと思います。

それから、第2条関係ではですね、4月1日から施行するというふうに附則で定めてあるわけですが、この4月1日から施行するというのであればですね、何も急いで、この11月の臨時議会ですね、この部分について提案する必要はないのではないかと考えますが、その点はどういうふうに考えてですね、ただ、便宜的にですね、条例の改正であるから一緒にやっつけてしまおうということであったのかどうか、その点のですね、回答をお願いしたいと思います。

**北村博司議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

町として検討したのかということですが、十分検討させていただきまして、この地域の経済情勢も踏まえたうえで検討させていただいて、このようにさせていただきました。それと、2

条関係、4月1日なんです、これは今出さなくてもという、あとで出してもですね、結局こういう数字を出すと思いますので、この条例改正に伴って、2条関係も出ささせていただいたという次第でございます。

#### 北村博司議長

よろしいですか。他に質疑ございますか。

( 発 言 す る 者 な し )

#### 北村博司議長

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

近澤君。

#### 3番 近澤チヅル議員

おはようございます。議案第61号の反対討論を行います。紀北町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例、本議案の提案理由は、人事院勧告に準じ、職員の給与、月例、期末手当、勤勉手当の額を引き下げるにあたり、一部を改正する必要性が生じたためとあります。人事院は今年、本年、8月10日、国会と内閣に対して、国家公務員の給与などの勧告を行ったもので、この閣議決定を受けて国会で審議がされたところでございます。勧告の内容は、過去最大の年収減となった昨年に続いて2年連続の改定となるもので、平均9万4,000円の年収減を押しつけ、地方公務員をはじめ580万人もの労働者に影響を及ぼすものです。特に55歳以上の方、労働者を狙ったというところを認めることができません。公務員労働者に生活悪化をもたらすものです。1998年から12年間で一時金では、1.3ヵ月分、平均年間給与では、70万円の引き下げがあったとも言われております。民間の実態を反映したものとはいえ、2年連続のマイナス勧告は個人消費を下げるだけでなく、地方における中小、零細、また地場産業で働く労働者などに大きな影響を与えることとなります。また、生活保護など社会的給付の基準引き下げにもつながりかねません。この勧告による民間労働者への影響は深刻であり、内需拡大に逆行し、地域経済を一層冷え込ませるものです。官と民を対立させ、民間が下がったから官民格差是正だといって、人事院勧告で公務員を下げる、すると民間は官が下げたからといって、また下げる、このような、いわゆる足の引っ張り合い、このような状況を加速させるものであり、日本、また紀北町の未来は不安であります。開けません。国税庁の調査によれば、1998年以降、

延々と民間の給与の下落傾向が続いております。この官の給与所得者の数は横ばいなのに、給与総額は28.6兆円も減り、1人あたりの平均年収は61万円もの減少となりました。他方で大企業は244兆円もの内部留保を溜め込んでおります。企業の利益と内部留保を労働者の賃金に再分配する、このような社会的な責任を果たしてこそ、消費と地域経済へのプラス、内需の拡大による景気回復へと道が開けると思います。公務員の仕事は全体の奉仕者として、国民の生活を支え、憲法に保障されております。国民の生活と権利を守ることです。公務員の給与の引き下げが国民の生活と権利を守ることと逆行すると思われます。また、今回のこの人事院勧告は菅内閣の国家公務員給与の2割削減の第一段階だと思ひます。民間も下げ、そして公務員も下げる、その次には、国民全体の消費税増税へとつながる道だと思ひ、紀北町民の利益につながる今回の給与の条例の改正には反対いたします。以上で討論を終わります。

#### 北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

( 発 言 す る 者 な し )

#### 北村博司議長

次に、原案に反対者の発言を許します。

( 発 言 す る 者 な し )

#### 北村博司議長

以上で討論を終了し採決いたします。

お諮りします。

日程第6 議案第61号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

( 多 数 挙 手 )

#### 北村博司議長

挙手多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

### 日程第7

#### 北村博司議長

次に、日程第7 議案第62号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を行います。ございませんか。

松永君。

**17番 松永征也議員**

これにつきましてもですね、56歳以上の給与抑制措置の件なんですけども、6級以上が対象なんですか。これ、現業職にはですね、6級がないわけで、5級までなんです。この点についてお聞きいたします。

**北村博司議長**

工門総務課長補佐。

**工門利弘総務課長補佐**

先ほど、松永議員さんがおっしゃられたように、現業職の職員の給与表は5級まででございます。そして、先ほど申し上げた50代後半層のですね、減額の率につきましては、一般職にだけ適用するものでございまして、現業職員には適用されません。以上です。

**北村博司議長**

他に質疑ございますか。

( 発 言 す る 者 な し )

**北村博司議長**

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

( 発 言 す る 者 な し )

**北村博司議長**

次に、原案に賛成者の発言を許します。

( 発 言 す る 者 な し )

**北村博司議長**

以上で討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第7 議案第62号につきましては、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 多 数 挙 手 )



北村博司議長

挙手多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決とすることに決定いたしました。

---

## 日程第8

北村博司議長

次に日程第8 議案第63号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を行います。ございませんか。

( 発 言 す る 者 な し )

北村博司議長

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

( 発 言 す る 者 な し )

北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

( 発 言 す る 者 な し )

北村博司議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第8 議案第63号につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

北村博司議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決とすることに決定しました。

北村博司議長

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

なお、尾上町長から発言の申し出をいただいておりますので、許可をいたします。

尾上町長。

#### 尾上壽一町長

本日の議会臨時会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。このたびの議会臨時会におきましては、提案いたしました5議案につきまして、いずれも原案のとおりご可決賜りまして、誠にありがとうございました。議員の皆様におかれましては、臨時会の開催要請をさせていただきまして、任期满了間際に、しかも月末の大変お忙しい中、多数のご出席を賜り、また、この4年間、合併間もない紀北町のため精一杯御尽力いただきましたことに対して、重ねて心からお礼を申し上げます。

この任期中、皆様とは平成21年11月まで一緒に議員をさせていただき、さらには町長に就任をいたしましても、その後、大変お世話になってまいりましたことから、本日の臨時会が今期最後の本議会と考えますと、一抹の寂しさを感じるころであります。皆様のお陰を持ちまして、紀北町も少しずつ着実に住み良い町に向かっていることを実感しているころであります。

しかしながら、現下の財政環境は、国、地方ともに増加が見込まれる社会保障給付や少子高齢化への対応など、今後ますます厳しさを増すことが予想され、引き続き紀北町という船で荒波に立ち向かっていく舵取りが求められております。このうえは任期中、議員各位から賜りました貴重なご意見を十分に尊重させていただき、健全財政を維持することを基本としつつも、将来を見据えた重要課題に積極的に取り組み、地域の活性化に向け職員ともども一丸となって努力してまいり所存でございますが、それには何よりも皆様のお力が必要であると考えております。どうか、今後とも町政の推進にこれまで以上のご指導、ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げますとともに、皆様のますますのご健勝とご活躍を祈念いたしまして、本議会臨時会閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

#### 北村博司議長

どうもありがとうございました。

本臨時会を閉じるにあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議場におきまして、皆様とお顔を合わせることも本日をもって最後になろうかと思っております。ただいま尾上町長が申し上げられましたとおり、紀北町政のスタートの4年間という大変重要な時期に、本町議会の運営が円滑に本日まで参りましたことを皆様とともに喜びを申し上げ

たいと思います。この4年間いろいろな事情もございました。多端な時期もございました。しかし、町民の福祉向上のため、議員の皆様方の絶大なご協力によりまして、進展をみてまいりましたことは、町民皆さん等しく認めるところであろうかと思えます。本当にご苦勞様でございました。これが今任期最後の本会議になろうかと思えます。先ごろの改選によって、今月末をもって議会被去られる方や、あるいは新たな決意をもって新任期も議会被に、議場に登場される方、4年間同士として一緒に辛いこと、苦しいこと、そして嬉しいこと、喜び、さまざまな期間を過ごさせていただきましたけれども、これからの皆様方の進路はそれぞれ、さまざまかと思うとき、感慨深いものがございます。どうか、今後ますます健康に留意されまして、紀北町政発展のため、町民のため、ご協力あらんことを節にお願い申し上げる次第でございます。任期の終わろうとするこのときにあたり、ここに紀北町の一層の発展と、町民の方々の幸せを心からお祈りいたしますとともに、多年にわたる皆様方のご厚情に対し、重ねて衷心より感謝の意を表したいと思えます。甚だ簡単ではございますけれども、議会被を代表してのお礼の挨拶とさせていただきます。

---

#### 北村博司議長

これもちまして、平成22年第4回紀北町議会被臨時会を閉会いたします。

長い間、どうも皆様方ご苦勞様でございました。ありがとうございました。ご協力ありがとうございました。

(午前 10時 36分)

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成22年11月30日

紀北町議会議長 北村博司

紀北町議会議員 松永征也

紀北町議会議員 奥村武生